

文政第 1015 号
平成19年1月15日

独立行政法人
沖縄科学技術研究基盤整備機構
理事長 シドニー・ブレナー 殿

沖縄県知事
仲井眞弘多

沖縄科学技術大学院大学(仮称)整備事業に係る環境影響評価書
に対する知事意見について

平成18年12月1日付けH18沖縄第371号で送付されたみだしの環境影響評価書について、
沖縄県環境影響評価条例第22条第1項の規定に準じ、別添のとおり環境の保全の見地から
の意見を述べます。

沖縄科学技術大学院大学(仮称)整備事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

- 1 今後の計画の検討にあたっては、事業実施箇所及びその周辺の環境の状況を把握した上で、施設の設置及び供用による環境への影響等が可能な限り回避・低減されるよう、十分に配慮すること。また、その際は専門家等の指導・助言を十分に受け、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- 2 工事用仮設道路の計画については、自然環境に最大限に配慮し、再整備・拡幅等による改変面積を可能な限り低減するとともに、赤土等の流出防止対策及び輪禍防止対策を徹底すること。また、環境保全措置の内容と復元方法について、より詳細に記載すること。なお、これらの計画の検討にあたっては、専門家等の指導・助言を十分に受けること。
- 3 緑化計画については、周辺生態系の構造・機能への影響や遺伝的攪乱の影響等が可能な限り回避・低減されるよう、十分に配慮すること。また、回復緑地については、極相林であるイタジイ林への遷移を想定するにあたり、早期に植生を再生させる植栽方法・植栽樹種の選定・植栽管理計画を検討すること。なお、これらの配慮、検討にあたっては、専門家等の指導・助言を十分に受けること。
- 4 旧グランドパーク内の池について
 - (1) 供用時における陸域生態系の構造と機能への影響の予測において、復元される当該池の機能は現況に比べ向上するとしているが、一方で環境保全措置として設置される魚道の効果には不確実性が伴うとしていることから、予測を見直すこと。
 - (2) 今後行うこととしている重要な動物種(7種)の移動先及び移動の手法の検討にあたっては、移動先の生態系に攪乱を生じさせることのないよう、専門家等の指導・助言を十分に受けること。
 - (3) 魚道に係る一連の施設の規模、流量、対象とする生物種及び維持管理の手法について記載し、魚道の有効性を明らかにすること。また、その効果の不確実性の程度については「十分な流量が確保されない場合は、利用が困難になる。」としていることから、流量についても事後調査を行うこと。
 - (4) 当該池とシリン川との繋がりに関する計画を明らかにし、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
 - (5) 生態系に係る事後調査項目は、陸水環境の生態系における注目種であるオオウナギとトゲナシヌマエビの生息状況のみとしているが、当該池は工事中は水抜き等により生物の生息・生育環境が一時的に消失すること、また、改修後の池は改修前とは形状が異なることから、必ずしも改修前と同様の生態系の構造・機能を有するとは限らないことを踏まえ、改修後の池に新たに構築される生態系の構造・機能を把握できるような調査手法を検討すること。
- 5 供用時における重要な陸域動物種に対する夜間照明の影響については、夜行性の種についても予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

- 6 工事中における「基盤環境と生物群集との関係による陸域生態系への影響」の予測・評価においては、移動能力が高く行動圏が広い動物種と、これらが逃避、分散した先の生態系の全体的な構成要素との関連状況を整理し、それらとの相互関係への影響についても考慮すること。また、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。
- 7 新たに消失することが予測されている文化財等に準ずる史跡等(畑跡)について、関係機関と協議した内容を記載すること。
- 8 鳥類等に係る環境保全措置として講じられる鳥類飛来防止装置の設置に係る詳細計画については未定としていることから、計画の策定にあたっては、衝突による移動阻害の影響があると予測されている種が多く確認されていることに留意し、多くの知見を踏まえるとともに、専門家等の指導・助言を十分に受けること。
- 9 ブリッジ等の工作物に対する鳥類等の衝突状況に係る事後調査の手法については、より具体的に記載すること。また、当該手法の検討にあたっては専門家等の指導・助言を十分に受けること。
- 10 現況においてほとんど交通量の少ない旧グランドパーク線沿いの「谷茶集落」や、環境の保全についての配慮が特に必要な施設である「谷茶の丘」に対して、今後新たに騒音・振動の影響を及ぼすおそれのある起因(工種の設定、建設機械の使用、資機材の運搬車両等の走行計画等)が明らかになった場合においては、必要に応じて騒音・振動に係る事後調査を行うこと。
- 11 造成範囲の近接地に生育する新種の可能性のあるオニノヤガラ属の一種については、微気象の変化及び粉じんや排気ガスの発生並びに人の立ち入りによる影響が及ぶ可能性があることと予測されていることから、事後調査を行うこと。
また、今後新種の可能性のある種が新たに確認された場合においても、必要に応じて事後調査を行うこと。
- 12 施設供用時における産業廃棄物について
 - (1) 感染性産業廃棄物の発生量の予測・評価においては、当該廃棄物の県内における発生量、当該廃棄物を処理することのできる特別管理産業廃棄物処理業者及び当該業者の処理能力を考慮すること。また、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の実施について検討すること。
 - (2) 非感染性産業廃棄物については、安定型産業廃棄物・管理型産業廃棄物の区分を明らかにした上で予測・評価を見直し、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の実施について検討すること。